

# 墜落・転落災害が増えています

長崎労働基準監督署  
令和4年10月

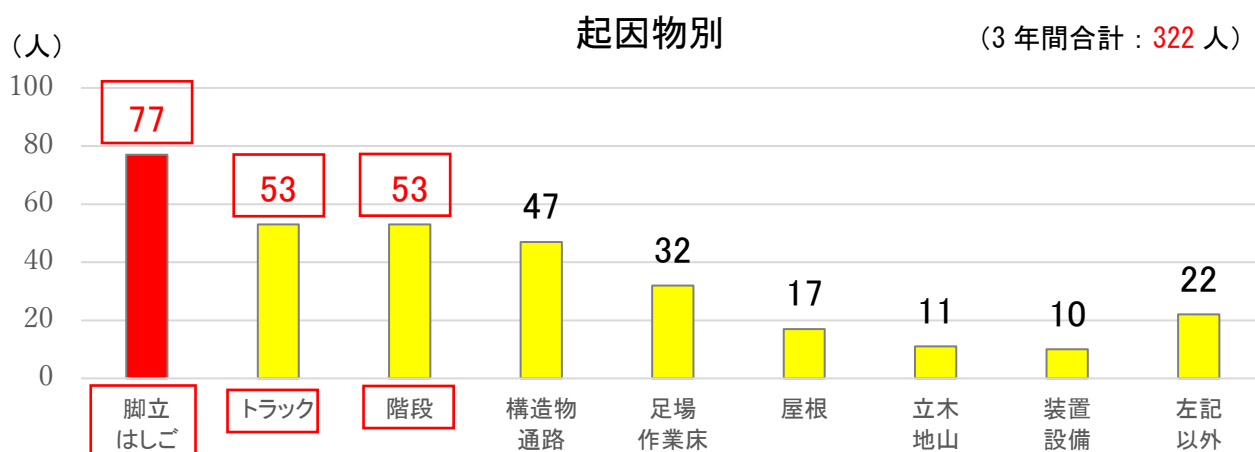
当署管内における令和4年の休業4日以上の墜落・転落災害は、令和4年9月末時点で74人であり、前年同期の58人と比べ27.6%増加しています。

また、過去3年間(平成31年～令和3年)の墜落・転落災害を起因物別にみると、脚立・はしごの77人(23.9%)が最も多く、次いでトラックが53人(16.5%)、階段が53人(16.5%)となっています。(下表を参照。)

墜落・転落災害において不安全行動をしない、させないよう、いま一度、工場内、出張作業、敷地内作業などを点検し、危険の芽を摘み取っていただきますようお願いいたします。

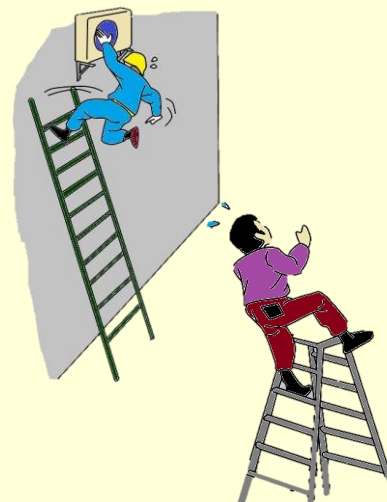
## 長崎署管内の直近3年間の労働災害発生状況(平成31年～令和3年)

【休業4日以上、労働者死傷病報告より】



### 脚立・はしごからの墜落・転落災害防止対策の要点

- ◆ 脚立の墜落・転落防止のため、天板での作業、跨いででの作業を禁止すること。
- ◆ 脚立の天板や踏さんに身体を当てて、体勢を安定させること。(3点支持)
- ◆ 脚立は、滑り止めや開き止め金具等の損傷の有無を、使用開始前に点検すること。
- ◆ はしごは、昇降するための用具であり、これに登って作業は行わせないこと。
- ◆ はしごの墜落・転落防止のため、角度は75度とし、固定して転位防止すること。
- ◆ はしごの先端は、上端床から60cm以上突き出すこと。
- ◆ 脚立やはしごは、安定した場所に設置し、荷物を持って昇降させないこと。
- ◆ 脚立やはしごを使用するときは、ヘルメット(墜落時保護用)を着用し、あご紐をしっかりと、確実に締めること。
- ◆ 脚立やはしごを使用するときは、脱げにくく、滑りにくい靴を履かせること。



## トラックからの墜落・転落災害防止対策の要点

- ◆ 荷台で作業を行う場合は、**ヘルメット(墜落時保護用)**を着用し、あご紐をしっかりと、確実に締めること。
- ◆ 荷台で作業を行う場合、高さ2メートル以上の箇所では、施設側に墜落制止用器具の取り付け設備を設け、**適切な墜落制止用器具**を使用させること。
- ◆ 荷台の上で作業を行う場合は、**あおりに乗っての作業を禁止**すること。
- ◆ 荷台へ昇降する場合は、**昇降設備**を用意すること。  
(トラックの荷台からは飛び降りさせない。)
- ◆ 荷台で作業を行う場合は、**脱げにくく、滑りにくい靴**を履かせること。



## 階段からの墜落・転落災害防止対策の要点

- ◆ **手すり**や**滑り止め**を設置すること。また、手すりや滑り止めが破損しているときは、直ちに補修すること。
- ◆ 階段の途中や踊り場には、**荷物を置かない**こと。
- ◆ **両手に物を持って昇降させない**こと。また、**携帯電話を操作しながら昇降させない**こと。
- ◆ 水滴や油等が落ちていた時は、放置せず、**速やかに除去**すること。
- ◆ 照明設備で適切な**明るさ(照度)**を確保すること。また、電球が切れたときは、直ちに交換すること。
- ◆ **踵の高い靴**は、昇降時に危険があること。



## 歯科健康診断の報告が、労働者数にかかわらず必要になります

(令和4年4月28日公布／令和4年10月1日施行)

- 労働安全衛生法第66条第3項及び労働安全衛生規則第48条に基づき、**有害な業務※**に従事する労働者に対しては、雇入れ・配置替え等の際及び、その後6カ月以内ごとに一回、定期的に、歯科健康診断を行うことが必要です。
- 法令改正により、歯科健康診断を行った事業者は、労働者数にかかわらず、遅滞なく歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出することが必要となりました。
- 現行の「定期健康診断結果報告書(安衛則様式第6号)」から、歯科健康診断に係る記載欄を削除し、新たに「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(様式第6号の2)」が定められました。



【新様式のダウンロードはこちら】

※ **有害な業務**とは、「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務」と規定されています。